

調布市空き家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

○調布市空き家等の対策の推進に関する条例

令和2年3月24日条例第2号

第1条から第3条まで 略

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、法第7条第1項の規定により計画を定めるとともに、住宅等が空き家等とならないための予防的な取組を推進し、空き家等が管理不全な状態に至らないよう所有者等に適切な管理を促し、及び管理不全な状態に至った空き家等の当該管理不全な状態を解消するよう努めなければならない。

第5条から第9条まで 略

(勧告に関する意見書等の提出)

第10条 市長は、法第13条第2項又は第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告をしようとする者に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

第11条 略

(緊急安全措置)

第12条 市長は、管理不全な状態（第2条第1項第2号ウに該当する場合を除く。）に至った空き家等が周辺の住宅等又は道路、広場その他公共の場所において市民等の生命、身体又は財産に対して重大な危害を及ぼすおそれが生じた場合であって、緊急に措置を講ずる必要があると認めるときは、当該空き家等に対して当該危害を及ぼすおそれのある状態を直ちに解消するための最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 前項の規定は、法第22条第11項の規定の適用がある場合は、適用しない。

(通知)

第13条 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置を講じた空き家等の所有者等に対し、その内容を通知しなければならない。ただし、過失がなくて当該通知をすべき者を確知することができないときは、当該内容を告示しなければならない。

(費用)

第14条 市長は、緊急安全措置を講じたとき（前条ただし書に規定する場合を除く。）は、当該緊急安全措置を講じた空き家等の所有者等に対し、これに要した費用を請求するものとする。

第15条 略

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。